

電気供給約款 新旧約款対照表

<対象のプラン>

- ・スマートアンペア、スマート kVA、スマート動力
- ・グリーンアンペア、グリーン kVA、グリーン動力
- ・マーケットアンペア、マーケット kVA、マーケット動力
- ・Smart Flex、Smart Flex kVA、Smart Flex kW、Biz Flex、Biz Flex kVA、Biz Flex kW

条項	改定前	改定後
2.定義 (20) (21)	(20)貿易統計 関税法に基づき公表される統計をいいます。 (21)平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、(中略)または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。)をいいます。	削除
2.定義 (22) (23)	(22)平均市場価格算定期間 JEPX が公表するスポット取引に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 15 日から 2 月 14 日までの期間、(中略)または 12 月 15 日から翌年の 1 月 14 日までの期間をいいます。 (23)電気料金のお知らせ (18) に規定の書面で需給契約成立後、毎月当社からお客さまに送付する使用電力量や料金等が記載された書面をいいます。	(20)平均市場価格算定期間 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表するスポット取引に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 15 日から 2 月 14 日までの期間、 (中略) または 12 月 15 日から翌年の 1 月 14 日までの期間をいいます。 (21)電気料金のお知らせ (18) に規定の書面で需給契約成立後、毎月当社からお客さまに送付する使用電力量や料金等が記載された書面をいいます。

5.需給約款の変更 (1)	(1)当社は、託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更が必要となった場合、その他当社が必要と判断した場合、本約款を変更することがあります。この場合、変更後の本約款は実施期日までに相当な予告期間を定めて当社のホームページに掲載または当社が適当と判断する方法によりお知らせします。この場合、当社がお客さまに電気を供給する条件（以下「供給条件」といいます。）は、変更後の本約款によります。	(1)当社は、託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更が必要となった場合、電力広域的運営推進機関により定める容量市場の容量確保契約約款等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合、本約款を変更することがあります。この場合、変更後の本約款は実施期日までに相当な予告期間を定めて当社のホームページに掲載または電子メールの送信、その他当社が適当と判断する方法によりお知らせします。この場合、当社がお客さまに電気を供給する条件（以下「供給条件」といいます。）は、変更後の本約款によります。
5.需給約款の変更 (2) □	□ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。	□ 契約締結後の書面交付を行う場合には、電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

別表

2 燃料費調整 → 削除

2 電源調達調整

(1) 平均市場価格の算定

平均市場価格は、JEPX が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値を下記の算定方法で補正した値とし、供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、損失率はお客さまの供給電圧およびエリアに応じて、託送約款の定めるとおりの値です。

※エリアプライスは北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州のエリアごとに異なり、エリアごとの電源調達調整単価を決定します。

※平均市場価格算定期間中に託送約款が変更となる場合は当該の平均市場価格算定期間終了時点での損失率を適用いたします。

<算定方法>

平均市場価格

$$=(\text{平均エリアプライス}) \div (1-\text{エリアの損失率}) \times 1.13$$

(2) 電源調達調整単価

供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの電源調達調整単価は、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格にもとづき、次のとおりといたします。また、次の算定式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。電源調達調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロワット時当たりの平均市場価格から 6.50 円を減算し計算した単価

$$\text{電源調達調整単価} = (\text{供給エリアごとの平均市場価格} - 6.50 \text{ 円}) \times (1 + \text{消費税率})$$

(3) 電源調達調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調達調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。算定期間、および適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調達調整単価適用期間
毎年 1 月 15 日～2 月 14 日までの期間	その年の 2 月の検針日～3 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 15 日～3 月 14 日までの期間	その年の 3 月の検針日～4 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 15 日～4 月 14 日までの期間	その年の 4 月の検針日～5 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 15 日～5 月 14 日までの期間	その年の 5 月の検針日～6 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 15 日～6 月 14 日までの期間	その年の 6 月の検針日～7 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 15 日～7 月 14 日までの期間	その年の 7 月の検針日～8 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 15 日～8 月 14 日までの期間	その年の 8 月の検針日～9 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 15 日～9 月 14 日までの期間	その年の 9 月の検針日～10 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 15 日～10 月 14 日までの期間	その年の 10 月の検針日～11 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 15 日～11 月 14 日までの期間	その年の 11 月の検針日～12 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 15 日～12 月 14 日までの期間	その年の 12 月の検針日～翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 15 日～翌年の 1 月 14 日までの期間	翌年の 1 月の検針日～2 月の検針日の前日までの期間

(4) 電源調達調整額

電源調達調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に(2)によって算定された電源調達調整単価を乗じて算定いたします。

(5) 電源調達調整単価のお知らせ

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調達調整単価をお客さまにお知らせいたします。

(6) 算定式の改定

当社は、毎年 1 月、4 月、7 月及び 10 月の各月 1 日付で、平均市場価格及び電源調達調整単価の算定式の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、ホームページに掲載または電子メールの送信、その他当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、各月 1 日付の改定の場合、改定月の検針日から改定月の翌月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の算定式に基づいた電源調達調整の適用を開始するものといたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整 → 削除

電気供給約款別紙

・別紙Ⅰ(スマートプラン)

・別紙Ⅱ(グリーンプラン)

条項	変更前	変更後
二 料金	(省略) ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) によって算定された燃料費調整額を加算、または減算したものとします。(以下変更なし)	(省略) ただし、電力量料金は、別表 2 (電源調達調整) によって算定された電源調達調整額を加えたものとします。(以下変更なし)

・別紙Ⅳ

条項	変更前	変更後
二 料金	(省略) ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。(以下変更なし)	(省略) ただし、電力量料金は、別表 2 (電源調達調整) によって算定された電源調達調整額を加えたものとします。(以下変更なし)

その他

・軽微な修正

以上